

奄美の空に夢を乗せて・・・。空から見る奄美の美しい海と豊かな自然は別世界。



自家用ヘリコプターの飛行を可能にするために、**一般会員 入会金・年会費 無料** 自家用機レンタルとパイロットの手配を代行します。

奄美ヘリコプターサービス(AHS)に一般会員登録すると自家用ヘリコプターのオーナーになって、自由自在に自家用運航を楽しむことができます。

- ◎AHS会員資格=自家用運航を希望される個人、法人、団体
- ◎他の会員様をご利用にならない期間ご利用できます。
- ◎年会費(一般会員)・・・無料
- ・自家用運航のご希望をお申し込み頂くことで自動的にAHS会員登録をさせていただきます。
- ・AHSの会員登録後は下記のサービスを提供いたします。
 - ①機体オーナーよりオーナー機のレンタル取次ぎ契約者は会員様ご自身です。
 - ②事業用/パイロットの手配
 - ③運航許可の手配、安全管理者手配

備考：◎航空機の運航は日本国航空法に定められた自家用運航の規定により運航されます。
 ◎規定により機体のレンタル契約者はお客様です。
 ◎運航責任者はお客様となりますが、安全な操縦、運航に必要な手続は運航受託会社、また機体維持整備管理や航空機保険の付保は機体貸し出し者が責任を持って行います。



■会員募集要項

AHS(奄美ヘリコプターサービス)は、特別会員、正会員、一般会員、その他機体格納会員等(50,000円/月)の募集しております。「ライセンス、ペーパーライセンス、体験フライト」など、お気軽にお問い合わせください。

- ① 特別会員とは:機体オーナー様・ボランティア希望者
- ② 正会員とは:航空特殊無線技士、自家用回転翼操縦士、有効な航空身体検査証明を保有すること。ボランティア希望者
- ③ 一般会員とは:操縦練習許可、有効な航空身体検査証明を保有すること。
- ④ なお操縦資格がない場合には体験搭乗のみ可能です。但し機体貸与代等+セイフティパイロット代等が必要になります。

いずれも、当サービスの専属のプロパイロット(1000時間以上の経験者)が同乗いたしますのでご安心ください。(単独フライトは不可)

●詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.amami.net/ahs.html>



■自家用機のレンタル利用について

- 運行形態
日本国航空法の自家用運航により運航されます。(商業運航の不定期航路運航(チャーター運航)とは異なります)
- 自家用機の運航者
レンタル機にて自家用運航をする場合、運航者は運航を依頼した依頼主となります。(レンタル中、お客様ご自身が機体オーナーとなります)
- 奄美ヘリコプターサービス(AHS)はお客様の自家用運航を可能にするために、自家用機のレンタルとパイロットの手配代行及び運航に必要な調整をするサービスを提供しています。
- 安全性・補償
 - ①奄美ヘリコプターサービス(AHS)が取り次ぐレンタル機はすべて日本国籍として登録、パイロットは日本国内の事業用ライセンスを有する日本人パイロットです。
 - ②機体整備は日本国航空法に準拠した法定点検及び航空機製造会社が定める整備規定に従い、整備がなされています。定期点検、耐空検査等は日本国の整備資格を有した整備士が点検を行っています。
 - ③レンタル機にて自家用運航をする場合の機体には航空保険(機体保険、第三者賠償責任保険、搭乗者障害保険、捜索救助保険)が付保されています。

■奄美ヘリコプターサービスの目的

奄美ヘリコプターサービス(AHS)はヘリコプター愛好会の集いとして、下記のことを行うことを目的とします。

- ① ヘリコプターを通じて航空スポーツ文化の振興に貢献する。
- ② ヘリコプターの操縦に必要な教育・講習会・資料の収集等を行い、会員の技量、知識の向上を図ること。
- ③ 天災地変等の災害に関し、公的機関に協力すること。
- ④ 会員相互の親睦を図ること。
- ⑤ ボランティア活動と奄美の子供達への夢支援。



■AHSパイロット

高橋、小林、土井、前島

- チーフパイロット 小林 昌巳 12735
- チーフパイロット 土井 章司 15381

PILOT

■ヘリポート案内

赤木名ヘリポート
 鹿児島県奄美市
 笠利町外金久154